

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となった昨今、環境資源としての森林に対し、世界的規模で強い期待が寄せられている。一方、日本国内の林業を取り巻く状況は厳しく、森林経営は脆弱化し、その担い手である農山村は崩壊の危機に直面している。

このような中で森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割強化、さらには過疎・高齢化が進む中で、林業の担い手である農山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる行政改革推進法（平成 18 年 6 月施行）に基づいて業務や組織の見直しが予定されており、また旧独立行政法人緑資源機構は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月閣議決定）に基づいて平成 19 年度末で解散し、独立行政法人森林総合研究所に水源林造成事業等が継承された。

今後の林野事業においては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業や木材産業の振興を通じた農山村の活性化に向け、次の事項を実現されるよう強く要請する。

1. 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
2. 緑の雇用対策等、森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木質バイオマス利用の促進等により、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
3. 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等、民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設
4. 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業の担い手育成と地域活性化への取り組み

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日

庄原市議会